

この保険のあらまし

制度設計について	この団体保険制度は個人事業主にまつわる法的トラブルの解決に必要な弁護士費用等を幅広く補償するために、以下の「商品の仕組み」のとおり、引受保険会社2社の保険商品を組み合わせた独自のセットプランです。
商品の仕組み	東京青色弁護士費用保険とは、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「賠償責任保険普通保険約款に弁護士費用特約をセットした保険」と損害保険ジャパン株式会社の「団体総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約をセットした保険」を組み合わせた団体保険制度です。ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（東京青色申告会連合会共済会）に交付されます。
保険契約者	東京青色申告会連合会共済会
加入対象者	東京青色申告会連合会共済会の会員
被保険者	東京青色申告会連合会共済会の会員 ・既に青色共済や各種団体保険にご加入の方および今回この保険にご加入される方も会員となります。
保険期間	2026年12月1日午後4時～2027年12月1日午後4時 （中途加入の場合は2027年6月1日午前0時～2027年12月1日午後4時）
掛金の支払方法	2026年12月23日に1年分の掛金をご指定の口座から引落します。 （中途加入の場合は2027年6月23日に半年分の掛金をご指定の口座から引落します。）
自動継続について	ご契約は1年ごとの自動継続となり、特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度のご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。
掛金	1年分 43,000円（消費税非課税）※このうち36,920円は経費に計上できます。 中途加入 21,500円（消費税非課税）※このうち18,460円は経費に計上できます。
掛金の内訳	賠償責任保険料:事業上の経済的損害を補償（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）36,000円 団体傷害保険料:個人資産や日常生活上の損害を補償（損害保険ジャパン株式会社）5,930円、制度運営費:1,070円※保険料に占める事業上の損害に関わる部分の割合が85.86%となるため、掛金43,000円のうち、 36,920円(85.86%)を必要経費に計上できます。

ご加入について

- ①以下のコードからスマートフォン・タブレット端末を使用してWEBでの手続きをご利用ください。
パソコンを使用する場合は東京青色申告会連合会共済会のホームページからアクセスしてください。

ココから加入



- ②ご加入者の事業内容によって、施設管理賠償補償（小売卸業、不動産貸付業、飲食業、IT関係業など）または請負業者賠償補償（建設工事業、設備工事業、塗装業、清掃業、造園業、ビルメンテナンス業など）を選択していただきます。
- ③ご加入手続きが完了しましたら、後日口座振替に関するご案内を送付いたします。
口座振替ができない場合は遡って加入取消となり補償できなくなるためご注意ください。

・注意事項

弁護士は被保険者ご自身で選任することができます。
ただし、保険金支払いの対象となる事案か確認するために必ず事前に引受保険会社に報告し、承認を得る必要があります。
また、東京青色申告会連合会共済会や引受保険会社で弁護士を紹介することも可能です。

経理処理について

項目	区分	事業上の経済的損害に関するもの	個人資産や日常生活に関するもの
支払保険料（掛金）		必要経費	家事費
受取保険金		事業所得（雑収入）	非課税
諸費用の支出（弁護士費用など）		必要経費	家事費

（注）ご不明な点等ございましたら、最寄りの税務署または税理士にご相談、ご確認ください。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特別約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【取扱代理店】
株式会社東京青色
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL 03-3230-8501

【団体窓口】
東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL 03-3230-8501

（2026年8月承認）A26-101270 （2026年7月15日承認）SJ26-10783

東京青色申告会連合会共済会

2026年 12月1日 補償開始
申込締切日 2026年10月20日(火)

中途加入
2027年 6月1日 補償開始
申込締切日 2027年4月20日(火)

新商品

東京

青色

弁護士費用保険

「弁護士費用特約セット賠償責任保険」・「弁護士費用総合補償特約セット 団体総合保険」

こんな心配、ありませんか？

- マンションの入居者とのトラブル
- カスタマーハラスメントによる営業妨害をやめさせたい
- クライアントと契約内容の認識が相違してトラブルになりそう
- 辞めた従業員から過大な要求を受けそう
- 遺産相続で兄弟姉妹との調停や訴訟になったら…
- 離婚調停や訴訟が心配（加入後90日経過後から補償）
- ネットショッピングにまつわるトラブルが心配

など

個人事業主にまつわる様々なトラブルに関して、弁護士に解決を依頼する際の費用や法律相談費用を補償します

補償限度額は最大

300万円

（補償の種類・内容によって異なります）

掛金は

保険期間1年分で

43,000円

（消費税非課税）※このうち36,920円は経費に計上できます。



資料請求、その他のお問合せは

—事故が起ったら—

補償に該当すると思われる事柄（事件・事故）が発生した場合は

日本アイラック（株）受付センター

03-6625-5439

9:30～17:30（平日）

必ず弁護士に相談する前にご連絡ください

事業上の経済的損害を受けた場合などの 弁護士費用補償

【補償の対象となる主な損害(その1)】

以下の事例に該当する事故(弁護士等に委託、または法律相談を要する事象の発生など)によって必要となる費用を補償します。保険金の請求に際しては**必ず事前に引受保険会社に報告し承認を得ることが条件**となります。

- ①カスタマーハラスメントなどの過剰要求、不当請求
- ②賃貸入居者の家賃滞納に伴う明け渡し請求や設備修繕に関するトラブル
- ③契約内容の認識相違によって一方的な条件変更の通知を受けた
- ④退職した従業員からの過大な賃金請求、SNSへの不適切な投稿などの営業妨害
- ⑤業務中の対人対物被害事故で加害者が賠償に応じない
- ⑥業務中に対人対物加害事故を起こした場合の被害者対応※

※加害事故は自動車等の事故を除きます。

損害の種類	支払われる保険金の種類		
	賠償保険金	弁護士費用等保険金	法律相談費用保険金
事業上の経済的被害に関する費用 ①～④		被保険者1名につき 100万円限度 一連の対象事故 および保険期間中 300万円限度 (縮小支払割合 80%)	一連の対象事故につき 10万円 保険期間中 30万円 (自己負担額 なし)
業務中の対人・対物被害事故の賠償請求に必要な費用 ⑤		被害者1名につき 一連の対象事故および保険期間中 100万円限度 300万円限度	
対人・対物加害事故の場合の被害者対応に必要な費用および法律上の損害賠償金 ⑥		被害者1名につき 300万円限度 1事故 300万円限度 (自己負担額 なし)	

団体契約全体の証券総支払限度額(被保険者合算)として、5,000万円もしくは契約締結時の年間保険料×80%(1,000万円単位(100万円位切上げ))とした額もしくはいずれか高い方を設定

【補償の対象とならない主な場合】

- ・保険責任開始前に発生したトラブル
- ・法的トラブルの原因が発生していない場合
- ・被保険者の故意または重大な過失により発生したトラブル
- ・社会通念上、不当な損害賠償請求またはこれにかかわるトラブル など

重要事項のご説明、お支払いする保険金および費用保険金のご説明につきましては下記二次元コードを読み取ってアクセスしていただき、ご確認ください。
下記二次元コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 050-3460-8162



個人資産や日常生活上のトラブルに関する 弁護士費用補償

【補償の対象となる主な損害(その2)】

以下の事例に該当する事故(弁護士等に委任、または法律相談を要する事象の発生)によって必要となる費用を補償します。保険金の請求に際しては**必ず事前に引受保険会社に報告し承認を得ることが条件**となります。

- ⑦遺産相続のときに兄弟姉妹で遺産分割協議がまとまらず、調停・訴訟となった
- ⑧離婚に際して養育費の額について調停・訴訟となった
(離婚の意思を伝えた、または伝えられた時が加入初年度の保険始期日から90日を経過した日以降の場合に補償の対象となります。)
- ⑨ストーカー被害やDV被害を受けている
- ⑩ネットショッピングで不良品や模造品を購入してしまった
- ⑪SNSで誹謗中傷被害を受けた
- ⑫日常生活上の対人対物被害事故で加害者が賠償に応じない

※自動車等による被害事故を除きます。

■個人資産や日常生活上の法的トラブルの場合⑦～⑫

損害の種類	支払われる保険金の種類		
	賠償保険金	弁護士費用等保険金	法律相談費用保険金
日常生活に関するトラブル		保険期間中 100万円限度 (自己負担割合 10%)	保険期間中 5万円限度 (自己負担額 1千円)



【補償の対象とならない主な場合】

- ・被保険者の故意、重大な過失または契約違反によるトラブル
- ・自動車等の所有、使用若しくは搭乗または管理に起因したトラブル
- ・被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停や訴訟に関するトラブル など

以下のコードから各引受保険会社の重要事項説明書を必ずご確認ください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-3328

